

福岡県性暴力対策検討会議第1回教育・被害者支援部会議事概要

1 日時・場所

日時：令和元年8月7日（水）14時～16時

場所：福岡県吉塚合同庁舎消費生活センター研修室

2 出席者

別紙「第1回教育・被害者支援部会出席者名簿」のとおり

3 議事概要

(1) 専門家等の養成と派遣について

条例に基づく専門家等の養成と派遣の具体的方策の方向性（案）について、次のとおり事務局から説明を行った。

1 対象者、派遣方法及びスケジュールについて

〔現状と課題〕

○どのような手順で学校に対して専門家等を派遣していくのか。

○率先垂範者、大学、事業所等に対してどのような研修を行うのか。

〔具体的方策の方向性（案）〕

○モデル校での実施、検証を行ったうえで、小学校高学年以上で原則全校へ派遣してはどうか。

○条例施行に重要な役割を担う者に対しては定期的な研修、その他の対象者には専門家等の派遣を行い、受講者アンケート等を参考に効果的な方法を模索して進めてはどうか。

2 アドバイザーの養成について

〔現状と課題〕

○専門家等を派遣するため、どのような人材を何名程度育成するか。

○各教育分野のスーパーバイザーをどうするか。

○特別支援教育についてどうするか。

〔具体的方策の方向性（案）〕

○条例に定められた4つの分野と教育方法について一通り指導できるように養成すべきではないか。

○本年度は、各教育項目等に精通した方をスーパーバイザーとして委嘱し、アドバイザー養成のためのテキストや体験プログラムを監修してもらってはどうか。

○特別支援教育については、4つの分野とは別にスーパーバイザーやアドバイザー候補者を選定すべきではないか。

○性暴力に関する関係機関から、アドバイザー候補者を3～4名程度推薦していただき、当養成講座での研修を経てアドバイザーとして委嘱してはどうか。

○次年度以降は、校種別の派遣スケジュールや研修先への派遣実績に応じて、

- アドバイザー要員を増加させてはどうか。
- その際に、年に2回程度、アドバイザーの自己研鑽と資質の向上のための研修を行う機会を設けてはどうか。

3 教育・啓発内容について

〔現状と課題〕

- 条例に定められた4つの分野の教育内容をどうするか。
- 被害者にも加害者にもならないための両方の視点をどう取り入れるか。
- 学校における性教育等とどのように関連づけるのか。

〔具体的方策の方向性（案）〕

- 指導の手引やテキストの作成にあたって、模擬講演を実施してはどうか。
- 条例に定められた4つの分野及び年齢層等の区分に応じて教育内容を定めてはどうか。

〈委員等の質問・意見〉

- ※●は委員からの質問・意見 ◎は部会長の発言
△はオブザーバーの発言 →は事務局からの回答

（アドバイザー派遣制度における対象者、派遣方法及びスケジュールについて）

- 教員が性加害するケースがあり、その予防も重要である。他の地方公共団体から依頼を受け、教員が性的嗜好のセルフチェックを実施し専門機関の相談に繋げるようなスキームを作ったり、講演会を開いたりということはやっている。教員への指導についての取組も入れてはどうか。
- 条例において、教員も条例の率先垂範者に入るため、どのような研修が必要なのか、教育委員会の方で考えていただく必要がある。
- 性被害にあいやすいのは小学校高学年または中学年であり、被害にあっているということ自体に気付かないことも多い。小学校高学年についても2020年度からのモデル校実施に前倒ししてはどうか。
- 性加害、被害を減らすという事業を行う目的を明確化して、その達成について効果検証し、公表すべきである。

（アドバイザーの養成について）

- 学校現場では、スクールカウンセラーが子どもから性被害の相談を受けたり性教育の際に話す場面もあり、スクールカウンセラーをこのアドバイザー制度に活用してほしい。
- △全校実施にあたっては何名程度のアドバイザーが必要か。
- 75名のアドバイザーを養成すれば1名あたり年間7～8回の派遣で全校実施できるという試算である。
- スクールカウンセラーは年間1人7～8回の派遣は現実的である。
- 看護協会の立場からは、兼業の方は難しいと思う。大学教員として、高校への性教育の派遣を依頼されて実施したことがあるが、年に1回ぐらいが限度だった。

た。

△県警少年サポートセンターでは、県内ほとんどの小学校から高校までの非行防止教室を行っている中で、性加害被害防止教育を盛り込んで実施している。SNSに起因する性加害被害についてDVDを作成し、学校に活用してもらっている。

◎県警少年サポートセンターもアドバイザーに入れてはどうか。事務局で調整をお願いしたい。

(アドバイザー派遣制度における教育の内容について)

●条例に定められた「性差別等人権に関する教育」「体や性の仕組みに関する教育」「性に関する心理学的見地からの教育」については従来から性教育でやってきたもの。「性暴力及び性被害の実情等に関する教育」については、SNSを使った被害が最近増えており、加害の内容もより高度化しているため、SNSに関する教育は重要。特に性的なテキストや画像を送る「セク스팅」から被害が起こることも多く、これを内容に入れることが重要。

●青少年健全育成条例の改正で裸の画像等の要求も禁止された。画像の送付でGPSにより居場所の特定までされる例や、スマホの普及により援助交際から被害に発展することも増えている。こういった実情に即した内容が必要である。△学校現場では様々な教育が取り入れられており、ここで示されている内容は保健の授業等との重複がある。

●学校における性教育等で不足しているものを補う内容とする等、検討してはどうか。

●かつての性教育は性器教育であったと思う。加害者にならない等の意識改革するためには講義の内容を十分考える必要がある。

◎この講義を通じてアドバイザーと学校が意識改革の素地を作っていくということが重要だろう。4つの教育分野の中でも「性暴力及び性被害の実情等に関する教育」を中心に教える内容としてはどうだろうか。その参考として、年齢層別の被害について、現場の実態を報告いただけるだろうか。

●小学校低学年では、加害者が親族や近隣など身近な人が多く、本人が被害であると気付いていないことも多いため、保護者や学校から相談があることが多い。高学年も身近な場合が多いが、被害を隠す傾向があり、表面化しにくいことが特徴的で、SNSでの被害もこの年代から受け始めるため、早期の教育が必要。中学生では同級生からの強制わいせつの被害が増え、強制的性交等の被害にまで及ぶ件数も増える。高校生では男児の被害の相談も見られることや、人間関係が広がる中で、支配、被支配の関係性の中での被害が増える。障がい児の被害はまだまだ潜在化しており、特別支援教育においてはどのように伝えるかが課題であり、丁寧に行うことが必要である。

◎助けを求めることに関する教育については全年齢層にあてはまるものである。

●加害者は同意能力について全く理解していなかったり、盗撮であれば相手は気付いていないからやっても良いと考えていたりする。性暴力とは何かということをきちんと伝えるということが大事。

◎認知から違っているということから整理していく必要があるということ。

△特別支援教育においては生徒のタイプが違うため、グループ分けをしてやらなければ理解しづらい。また、保護者や周囲の方の理解も必要。

※この他、委員から、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおける出前講座について報告有り。

(2) その他

広報・啓発の取組及び「性暴力被害者支援の充実・強化」における検討事項について、次のとおり事務局から説明を行った。

1 広報・啓発の取組について

〔現状と課題〕

○これまでの広報・啓発の取組を条例の定めによりどう再構築するか。

〔具体的方策の方向性〕

○主な現状の取組を示し、次回会議で見直しの方向性等についてお示ししたい。

○県警や県教委でこれまでの取組について、重要な取組について欠落していれば、教えてほしい。

○啓発資料等の現物を配付

2 性暴力被害者支援の充実・強化

○親会議で示した検討事項（案）の他に検討事項があれば意見をいただきたい。

〈委員等の質問・意見〉

●性暴力被害者支援センター・ふくおかでは、現状急性期の医療体制が十分ではない。特に、LGBTQの方や男性の被害の相談はここ2、3年で増加しており、以前は電話相談だけであったものが、病院受診等の直接支援まで必要なケースが増えてきているため、体制の整備が課題である。

→検討事項に加えることとしたい。